平成２３年（フ）第１８６号
福岡県久留米市野中町327番地１
債務者　本村　輝子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1272番地１
債務者　釘﨑　勇二
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
福岡県田川郡香春町大字香春389番地
債務者　池田千佐子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４１号
福岡県田川郡福智町弁城草場2638岡本アパート２号、住民票上の住所福岡県田川郡福智町伊方4750番地３
債務者　山仲　広徳
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２２４号
大分県別府市大字鶴見4417番地の１　コーポ一葉503号
債務者　工藤　　隆
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２５号
大分県別府市大字鶴見4417番地の１　コーポ一葉503号
債務者　工藤　　幸
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２７号
宮崎市源藤町原田318番地１　県営住宅２棟212号
債務者　椎村　時子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３０号
宮崎市佐土原町下田島19527番地３
債務者　曽我部恵美子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４７号
宮崎市月見ケ丘６丁目10番13―１号　ブライトハイツ月見ヶ丘弐番館201号
債務者　金丸　満生
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
宮崎県都城市山田町山田2407番地　日髙鈴宅
債務者　小林　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１１１号
宮崎県小林市細野3916番地13
債務者　熊添　徳生
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２６２号
沖縄県那覇市若狭３丁目24番14号ハウス友101
債務者　久志なるよ（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７２号
長野県松本市沢村３丁目３番14号
債務者　松井　　**紘**
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１４３３号
名古屋市瑞穂区松栄町２丁目46番地　市営開道荘２棟107号
債務者　麺屋毘沙門こと　酒井　信之
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１１号
京都市北区紫野上野町121番地３　ハイツＪＵＮ２Ｆ
債務者　中村　直子（旧姓竹本）
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８３号
京都府城陽市富野南垣内50番地の１
債務者　三縁　和美
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
京都市西京区桂千代原町51番地８、申立前の住所京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館715号
債務者　福田こと　木曽　昭恵
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９００号
京都市東山区白川筋三条下る梅宮町484番地マナーハウスＫ８Ａ―102号
債務者　スナックＪＵＮこと　寺脇　節子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係